

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方針（案）」を撤回し、被災者の立場に立った「原発事故子ども・被災者支援法」施策の早期具体化、及び、健康保障施策と生活保障施策の充実、損害賠償の時効不安解消の立法措置を求める請願

内閣総理大臣 安倍 晋三 様 復興大臣 根本 匠 様
衆議院議長 伊吹 文明 様 参議院議長 山崎 正昭 様

【請願理由】

2012年6月に、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「原発事故子ども・被災者支援法」）が全会一致で可決、成立しました。すべての政党から発議者が出て議員立法として成立した初めての法律であり、大きな期待と注目を集めています。

この法律では、原発事故による被災者への幅広い支援策を、「原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」国の責務において推進することを定めています。また、被災者自身が居住地を選択する権利を尊重し支援することとしています。さらに、胎児を含む子どもの健康影響の未然防止や放射線の健康への影響に関する調査、健康診断の必要性、被ばくによる疾病への医療費減免などが盛り込まれ、なおかつ、被ばくと疾病との因果関係の立証責任は、被災者が負わないとするなどの内容は、福島県民をはじめとする原発事故により将来に不安を抱く被災者にとって希望の灯となりました。

しかし、成立から1年以上も基本方針さえ定められず、避難生活を余儀なくされている被災者が放置されてきたことは、行政上の不作為であり、理由を明確にし被災者へ謝罪すべきです。

2013年8月30日、「原発事故子ども被災者支援法」に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方針（案）」が発表されましたが、放射線量による基準を定めず、支援地域を福島県浜通り・中通りの計33市町村に限定、周辺地域を準支援対象地域とし、その他広範囲に見られるホットスポットなどを支援対象地域から外すなど、被災者の声を無視した内容であり、極めて問題のあるものです。

加えて、被災者を1年2カ月も待たせた「基本方針」に対するパブリックコメントが、8月30日の発表から15日間の9月13日までとするなど、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方針」については、その経緯や内容、意見の募集期間など、多くの事項において被災者の声を無視したものです。

原発事故の影響を受けた被災地では、「廃炉・汚染水対策」への不安や怒りはもちろん、国が最終処分場も中間貯蔵施設も決めないため、仮置き場が十分確保できず、福島県はもちろん広範囲の自治体の除染作業に大きな影響を与えており、放射能に不安を持ちながら生活を続けなければなりませんし、ふるさとを追われた15万人余の被災者が避難生活を強いられています。

また、東日本大震災で今なお避難を強いられている人々は約30万人にのぼります。地震・津波被害の復旧・復興が原発事故の影響（自治体の多忙、業者不足、資材不足、費用の高騰、等々）により、住まいや仕事の再建の見通しさえ立たないなど滞っている面が多々ありますので、地震・津波被害は天災だとしても、復旧・復興の遅れは「東京電力福島第一原発事故」の犠牲と言わなければなりません。ですから、原発事故被害と地震・津波被害が混在している中での復旧・復興については、被災者一人ひとりの置かれた事情を加味しながら「複合災害」の観点に立って推進していくことが必要だと考えています。

加えて、「損害賠償」の請求権消滅の問題です。現行の法律だけでは「被害者が被った損害の内容によっては、最短で2014年3月10日の経過により時効を迎える可能性があり、被害者の権利の救済が阻害される事態が生じる」こととなります。東京電力の不誠実な対応で資金繰りが付かず、廃業に追い込まれる事業者は、既に宮城や岩手など東日本大震災被災地にも広がっており、東京電力の姿勢を改めさせることはもちろん、時効消滅の不安を早期に解消するための立法措置が必要です。

国策として進めてきた原発推進政策がもたらした、原発事故のすべての被災者が抱える、健康不安や生活不安、既に被っている被害の賠償請求権消滅への不安は、早期に解消することが必要です。

については、以下の内容について、国の責任において早急に実施されるよう請願します。

【請願内容】

1. 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方針（案）」を撤回し、被災者の立場に立った「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を早急に定め、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置など早急に取り組むこと。
2. 「基本方針」の策定にあたっては、「影響のあるなし」を正しく把握するためにも支援法の対象地域を福島県、及び、除染対策以前に年間追加被曝線量1ミリシーベルトが想定された地域とし、対象地域に居住する者、対象地域から避難をしている者、及び、対象地域で働く者を対象者とすること。
3. 対象者全員の健康維持管理のため、生涯に渡る無料の定期健康診断を保障すること。仮に、健康影響が生じた場合にあっては、生涯に渡る無料の医療保障や生活保障を行うこと。
4. 原発事故により被った被害に対し、東電が誠実に対応するよう強く指導すること。原発事故の影響で遅れている地震・津波被災地の復旧・復興に対し、改善策を講ずること。全被災者に対する自立支援施策を講ずること。
5. 東京電力への損害賠償請求の権利が失われないよう、特別立法措置を行うこと。

	氏名	住所
1		都道府県
2		都道府県
3		都道府県
4		都道府県
5		都道府県
6		都道府県
7		都道府県
8		都道府県
9		都道府県
10		都道府県

第1次集約 10月末まで

第2次集約 11月末まで

署名集約先 平和フォーラム・原水禁本部

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11連合会館1F TEL03-5289-8224